

社会福祉法人一宮市社会福祉協議会一宮市あんしん介護予防
事業における指定第1号事業所（訪問型サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会が開設するいちのみや指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う一宮市あんしん介護予防事業（訪問型サービス「第1号訪問事業」）（以下「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、又は、訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、可能な限り安心して自立した日常生活を過ごすことができるよう、生活の質の確保及び向上を図り、生活全般にわたる支援を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービス（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたり適切な支援とサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いちのみや指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 一宮市東五城字備前12番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 10名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・ 介護予防訪問介護相当サービス計画又は基準緩和訪問介護サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等

常勤換算方法で20名以上（生活支援ヘルパー 含む）

訪問介護員等は訪問型サービスの提供に当たる。

(4) 事務職員 1名

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日並びに12月29日から12月31日までと1月2日、3日は休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。
- (4) サービス提供時間帯 午前8時00分から午後6時00分までとする。
- (5) 前四項の規定にかかわらず、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間を変更することができる。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス

旧介護予防訪問介護に相当するもの

(2) 基準緩和訪問介護サービス

旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるもの

2 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「一宮市あんしん介護予防事業の実施に関する要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、要綱上の額に各利用者の負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の

文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、一宮市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第9条 事業所は、提供した訪問型サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した訪問型サービスに関し、一宮市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は一宮市の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して一宮市が行う調査に協力するとともに、一宮市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

4 事業所は、国民健康保険団体連合会の調査のできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第 1 1 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(衛生管理等)

第 1 2 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 1 3 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一宮市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。